

市民文教委員会行政調査報告から

【金沢市】

学校給食費の公会計化について

1. 金沢市における学校給食の概要

(1) 学校給食の実施状況（令和6年5月1日現在）

区分		完全給食	普及率
小学校	令和6年	54校 21,860人	100.0%
中学校	令和6年	24校 10,864人	100.0%

※中学校では、家庭からの弁当と学校給食を選べる選択制を実施。

(2) 学校給食費

1食当たり単価

完全給食	小学校	中学校
	平成26年4月～	平成26年4月～
	250円	293円

(3) 学校給食調理場数（令和6年4月現在）

共同調理場：13施設

単独校調理場：4校

	名称	配送校名
共同調理場	森本	医王山小・中、森本小、花園小、不動寺小、三谷小
	栗崎	浅野川小、栗崎小
	小立野	小立野小、犀桜小、湯涌小・芝原中、南小立野小
	扇台	額小、扇台小、四万小
	鞍月	長田町小、諸江町小、千坂小、大浦小、鞍月小、西小
	西南部	押野小、米丸小、三和小、西南部小
	米泉	中村町小、米泉小
	泉野	泉小、十一屋小、泉野小、内川小・中、長坂台小
	緑	大野町小、金石町小、緑小、木曳野小、安原小
	中央	中央小、中央小芳齋分校、明成小、森山町小、浅野町小、戸板小、新神田小、長町中芳齋分校
	西部	泉中、長町中、高岡中、西南部中、額中、高尾台中、緑中、清泉中
	北部	鳴和中、長田中、浅野川中、金石中、森本中、港中、北鳴中、大徳中
東部	兼六小、小坂小、夕日寺小、犀川小、田上小、杜の里小、朝霧台小 野田中、城南中、紫錦台中、兼六中、犀生中	
単独校調理場	富樫小	
	三馬小	
	伏見台小	
	大徳小	

## 2. 公会計化に係る取組

### (1) 公会計化移行の経緯

○文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向けて（通知）」（平成28年6月17日）  
 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっており、学習指導要領の改訂の動向等を踏まえた授業改善に取り組む時間や教員が子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていく必要があることから、文部科学省は、平成28年4月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を省内に設けて検討を行い、同タスクフォースの報告の取りまとめを受け、文部科学省より同年6月17日に「学校現場における業務の適正化に向けて（通知）」が出され、会計事務の公会計化の方向性が示された。

#### ○方向性の要旨

- ・給食費の管理徴収事務における教職員の負担を軽減し、本務に専念する時間を確保
- ・学校給食費における会計業務の透明性を向上

### (2) 移行までのスケジュール

年度	内容
平成29年度	・先進地視察（大津市、前橋市） ・学校給食費管理システムの検討
平成30年度	学校給食費経理手法検討懇話会（2回開催）
令和元年度	文部科学省より「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が示される
令和2年度	・システム検討、入札準備 ・条例の検討、制定
令和3年度	・システム入札、連携するシステムの改修 ・規則の制定 ・令和4年1月～ 一部小学校（34/54校）で公会計化先行実施
令和4年度	公会計化完全移行（すべての小・中学校を対象）

### (3) 取組内容

#### ① 学校給食費経理手法検討懇話会

##### ア 目的

学校事務の負担軽減等を図るため、一般会計等に組み入れる公会計化や徴収、管理業務などの経理手法に関し必要な事項を検討

##### イ 検討事項

- ・学校給食費の公会計化に関する事項
- ・公会計化後の教育委員会、学校等の業務分担に関する事項など

ウ 組織

- ・学識経験者 1名
- ・市立小学校長、中学校長 各1名
- ・市PTA協議会 2名
- ・市学校給食会 1名

エ 論点

- ・学校長が管理する学校給食費の債権の取扱い
- ・学校給食費の収納率低下
- ・学校と教育委員会の連携協力体制の維持・強化
- ・学校給食費の会計処理や徴収業務等に関する法的な整理
- ・徴収管理システム等の導入に要する多額な経費の発生
- ・教育委員会事務局職員の業務量の増加

② 学校給食費管理システムの構築

ア 財源：市単

国等の補助制度はなく、市の単費

イ 既存システムの活用：不可

学校が発注、給食費計算をするためのシステムはあったものの、古いものでありベンダーから改修を断られたため、物資発注と徴収業務が可能な新システムを構築

ウ システムに係る費用

導入費用：約3,500万円

ランニングコスト：年間約140万円

○システム操作画面



(出典：金沢市資料)

③ 学校給食費条例、規則の制定

ア 条例制定の経緯

- ・雑入として取り扱う場合、条例は必須ではないが、市の施策として明確に位置づけるため条例を制定
- ・遅延損害金の切捨て規定を設定

イ 規則の概要

- ・学校給食の申込み等を明確に契約行為として位置づける（明示の合意）
- ・学校給食費等の額、納付方法、納付額及び納期限
- ・学校給食費等の充当及び還付
- ・学校給食費及び遅延損害金の減免

④ 徴収方法

- ・原則、口座振替：登録割合97.3%（令和6年6月現在）

口座振替日

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座振替日	6月30日	8月31日	10月31日	1月4日	3月31日

- ・納付書払いも可能であり、コンビニ収納、スマホ決済に対応
- ・生活保護、就学援助対象者は公金振替減免ではなく、学校給食費収入として食材費との均衡を図る。（食材費＝保護者負担の原則）ただし、就学援助は毎年申請・認定が必要なため、第1期（6月30日）分は、申請中であっても一旦支払う必要がある

⑤ 食材の契約方法

- ・公会計導入に伴い、市学校給食会が行っていた入札、支払いなどの一連の業務を教育総務課学校給食係に引継ぎ
- ・業務分担

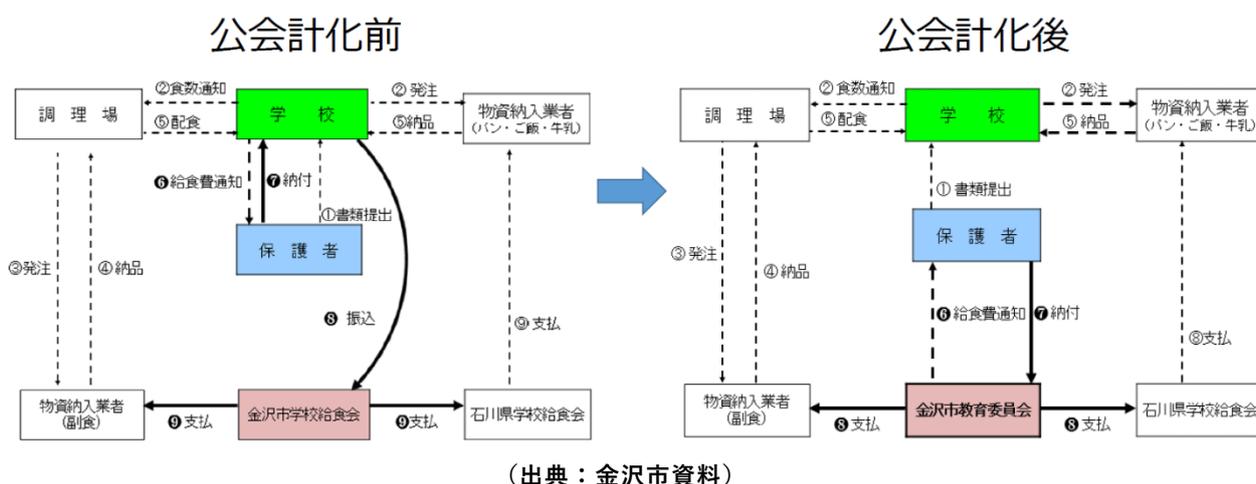
市	調理場	学校
納入業者の登録、審査 入札、契約、支払い 主食、牛乳の発注 システム管理	食材発注	食数管理 システム入力

⑥ 市学校給食会の解散

- ・清算人を設置（解散後の事務処理を担う）
- ・残余財産は市へ帰属

給食費の残金は、学校長を経由して保護者へ返金すべきものだが、調理場単位で経理を行っており、返すべき対象を特定するのは困難であったため。なお、給食費の残金の取扱いについては、共同調理場運営委員会及び単独校調理場設置校から同意を得た上で、給食会役員会にて議決している。

○公会計化前後のフロー図



3. 成果・課題

(1) 成果

① 教職員の負担軽減

教職員の残業時間（月平均、令和3年度と5年度の比較）  
 小学校：4時間21分減 中学校：6時間21分減

② 調理場の負担軽減

私会計時は、集金額の範囲内でしか発注（支出）できなかったが、公会計化に移行したことで、未納分のマイナスを考慮する必要がなくなった。

③ 会計の透明性が向上

市予算に組み込まれたことで、経理面の管理・監督体制や監査機能が強化された。

(2) 課題

① システム

給食費の徴収と発注を1つのシステムにすると複雑になり、実際の発注数と喫食数を合わせることが困難であることから、他都市ではシステムを分けているところもある。

② 未納対策

・徴収率は僅かであるが低下しており、他都市も同様の傾向である

- ・未納対策として、口座振替不納通知、督促状、催告（電話、書面）、児童手当からの充当を行っており、法的措置は未実施（支払督促、少額訴訟など）
- ・今後は、徴収専門部署や保育料の徴収事例等を参考に、未納対策を強化していきたい

## 【岡崎市】

### 部活動の地域移行について

#### 1. 岡崎モデル「3段階プラン」の概要

##### (1) プラン作成に至った経緯・背景

これまで半世紀を超えて教師が献身的に取り組んできた部活動は、大きな教育的役割を果たしてきた。日本の貴重なインフラともいえる部活動、そして、岡崎市の中学生11,000人が関わる部活動を地域移行することは大きな困難が予想される。



子どもの活動の地域移行として、近隣の学校を同じブロックとして市内8つのブロックに分け、中学校ごとの部活動をブロック単位で行う地域ブロック部活動を岡崎モデル「3段階プラン」として進めていく。

##### (2) 地域ブロック部活動の目的

- ① 岡崎の全ての子どもたちが、スポーツや文化芸術活動に主体的に取り組めるよう、現在ある部活動を生かしながら地域移行していく。
- ② 勝利を目指すのではなく、子どもの健全育成を目指す。

##### (3) 地域ブロック部活動の最終形

- ・運営主体として、地域ブロック部活動運営本部（仮称）を設置し、産学官民共同で運営していくものとする
- ・令和11年度には完全に学校管理下外の活動とし、兼職兼業による教員の参加も可能とする
- ・令和7年度の新チームからは、在籍校にある部活動だけでなく、岡崎市内の中学校に現存するすべての部活動に参加することが可能となる
- ・参加する子どもは、学校終業後一度帰宅し、各活動場所（学校及び公共施設）へ移動する。その際の移動方法は徒歩や自転車、公共交通機関、保護者の送迎となる
- ・活動は、最大で1週間のうち平日は2日、2時間までとする。休日は、土日のどちらかで3時間までとする

##### (4) 岡崎モデル「3段階プラン」の概要

- ① 子どもの活動の地域移行（令和5年度～令和7年度）
  - ・令和5年度の新チームから3年をかけて、比較的設置数の少ない部活動から段階的に地域ブロック部活動へ移行する
  - ・市内20校を8ブロックに分け、設置数の少ない部活動は4ブロック、2ブロック、1ブロックでの活動となる
  - ・指導は各校の顧問や部活動指導員が行う
  - ・活動は原則休日に行う



(出典：市政だより「おかぎき」(令和5年10月号))

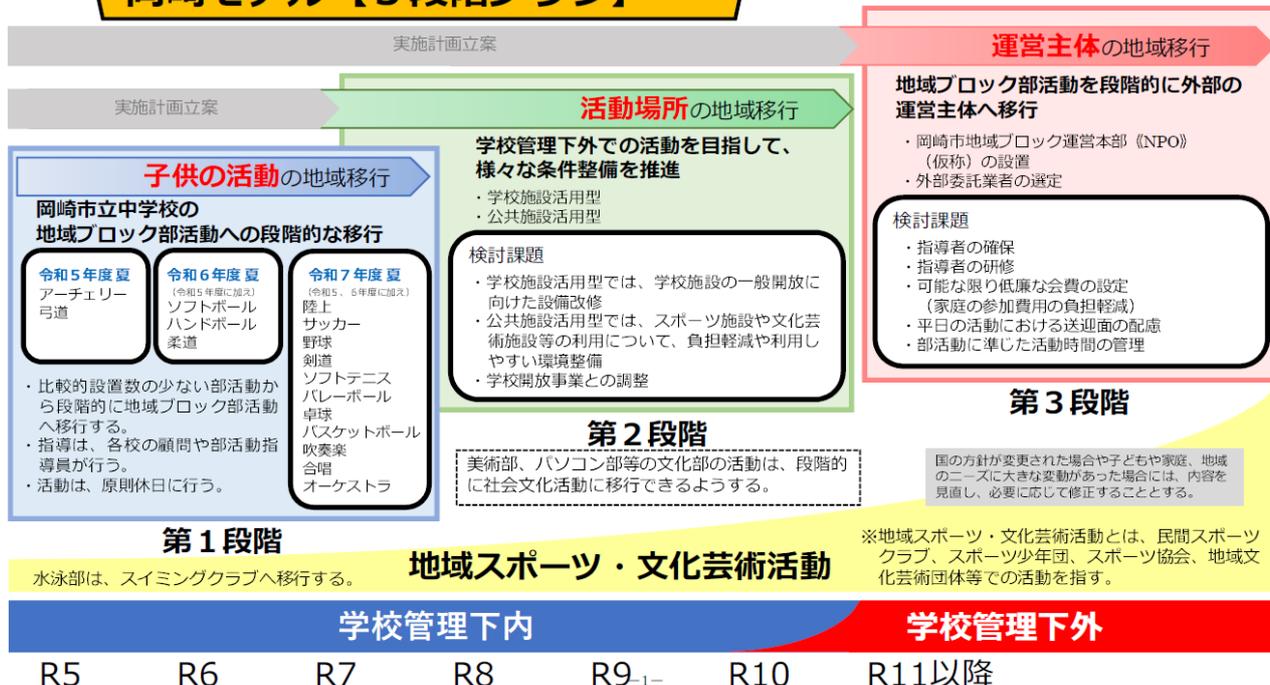
② 活動場所の地域移行

- ・主に学校施設を使う学校施設活用型、公共の運動施設や文化施設を使う公共施設活用型を検討
- ・学校施設活用型では、学校施設を分散して活用していく
- ・これまで休日は活動していなかった美術部、パソコン部等の文化部の地域移行も目指す

③ 運営主体の地域移行

- ・産学官の共同運営による岡崎市地域ブロック運営本部（仮称）を設置
- ・本部では、指導者の管理監督、指導、参加料等の金銭面の管理等を行う

岡崎モデル【3段階プラン】



(出典：岡崎市資料)

(5) 地域ブロック部活動のメリット

- ・岡崎市内の中学校に現存する全ての部活動への参加が可能となるため、子どもは幅広くスポーツや文化芸術活動に親しむことができる
- ・市内の様々な方が関わることで、市をあげて子どもを育成することができる
- ・企業と連携することにより、専門的な指導をトップアスリートから直接受けることが可能となる
- ・公共施設や学校施設を効果的に活用することにより、これまでよりも恵まれた環境の下で活動することができる

2. 岡崎モデル「3段階プラン」の進捗状況

(1) プランの周知状況

時期	場所	周知主体	対象	方法	
R5	8月下旬	定例校長会議（8月）	各小中学校長	全教職員、児童生徒、保護者	口頭、文書
			各小中学校長	P T A役員、総代会、社教委員会、開放委員会	口頭、文書
	9月中旬	岡崎市P T A連絡協議会	教育委員会	岡崎市P T A連絡協議会役員	口頭、文書
	9月下旬	市長定例記者会見	市長・教育長	市民	口頭、文書
	10月上旬	市政だより特集項にて	教育委員会	市民	市政だより
R5	1月下旬	各中学校の入学説明会	各小中学校長	児童生徒、保護者	口頭、文書
R6	4月	各中学校の部活動説明会	各小中学校長	児童生徒、保護者	口頭、文書

(2) 地域ブロック部活動の進捗状況

① 令和5年度夏から開始した部活動

	アーチェリー	弓道
活動場所	東海中学校	額田中学校
参加人数	2年6人、1年13人	2年14人、1年12人
他校生徒 ※1年のみ	1名（葵中）	6名（甲山中2名、美川中1名、竜海中2名、葵中1名）
子供の声	・小学生の頃から憧れていたアーチェリーを部活動でできるようになり、とてもうれしい。	・地域ブロック部活動の話聞き、すぐに申し込んだ。 ・新しい仲間たちと練習に励み、早く上手になりたい。
保護者の声	・今後は、保護者の送迎ではなく、公共交通機関を使って参加できるようにしていきたい。	・通学している中学校にない部活動に入部できるこの地域ブロック部活動により、子供の生き生きとした姿を見られてよかった。
指導者の声	・他校の生徒と一緒に活動できることはとてもよい。 ・今後、参加人数が増えると活動場所が狭いため、練習に支障を来すおそれがある。よって、公共施設の利用ができるとよい。	・他校の生徒を含めて、同じチームで活動する温かい雰囲気がある。 ・弓道が好きな生徒が増えるとよい。 ・今後、人数が増えると1人当たりの射数が減るため、公共施設の利用もできるようにしてほしい。

(3) スポーツ庁及び文化庁から委託を受けた部活動地域移行実証事業の状況

① ソフトボール

	第1回	第2回	第3回
日時	令和5年11月25日(土) 9時から12時	令和5年12月10日(日) 9時から12時	令和6年1月28日(日) 9時から12時
活動場所	公共施設 ・岡崎中央総合公園運動広場	学校施設 ・竜海中学校 ・矢作中学校 ・葵中学校	公共施設 ・明神橋公園運動場 ・美矢井橋河川緑地運動場 ・境公園運動場
講師	・元女子ソフトボール日本代表 ・三菱重工名古屋男子ソフトボール部選手	・トヨタ自動車女子ソフトボール部選手(2名) ・元豊田自動織機女子ソフトボール部選手(2名) ・三菱重工名古屋男子ソフトボール部選手(2名)	・元女子ソフトボール日本代表 ・元豊田織機女子ソフトボール部選手
	以上の講師の他に、運営協力者として、市内中学校ソフトボール部顧問約10名と、ソフトボールを指導したい教員約6名が生徒の指導に当たった。		
参加者	市内中学校ソフトボール部員 約40名	市内中学校1、2年生女子 約60名	市内中学校1、2年生女子 約30名

ア 参加者の声

- ・「指導が分かりやすい」「いつも以上に楽しい」「他の学校の子と交流できてうれしい」

イ 講師や運営協力者の声

- ・(講師の声)「次回も指導したい」「継続的に中学生の指導に携わりたい」「同じソフトボールが好きな子に関わることができてうれしい」
- ・(運営協力者の声)「学校施設と公共施設の両方で練習ができたが、公共施設では、整備された広いグラウンドで多くの指導者が生徒の指導に関わることができてよかった」「大勢で子どもに指導できたため、負担なく、効率よく指導できた」
- ・(運営協力者の声)「ソフトボール部がない学校の生徒が参加した場合、活動に関する急な変更や欠席連絡等、生徒・保護者と指導者がどのように連絡を取り合えばいいか」
- ・(運営協力者の声)「今後、公共施設を使う場合、市が予算化するのか、保護者から徴収するのか」

② 音楽部

	第1回	第2回
日時	令和5年12月16日(土) 13時から16時…合唱部、弦楽器 令和5年12月17日(日) 9時から16時15分…管打楽器	令和6年1月13日(土) 13時から16時…合唱部、弦楽器 令和6年1月14日(日) 9時から16時15分…管打楽器
活動場所	岡崎市総合学習センター	岡崎市総合学習センター
講師	地域の音楽家および音楽大学等の学生	地域の音楽家および音楽大学等の学生
	以上の講師の他に、運営協力者として、市内中学校の吹奏楽部、オーケストラ部、合唱部の顧問約5名と、吹奏楽部、オーケストラ部、合唱部を指導したい教員約6名が生徒の指導に当たった。	
参加者	市内中学校吹奏楽部員 約84名 市内中学校オーケストラ部員 約23名 市内中学校合唱部員 約25名	吹奏楽部 約80名 オーケストラ部 約24名 合唱部 約25名

ア 参加者の声

- ・(参加者の声)「基本的なことから丁寧に指導が受けられた」「指導の先生のようにもっと上手になりたいと思った」「他の学校の子と一緒に活動できてうれしい」「環境面が整った会場で活動することができ、とても充実した練習ができた」

イ 講師や運営協力者の声

- ・(講師の声)「総合学習センターのような会場だと、1つの部屋が広く、大勢で練習したり合奏したりすることができてよい」「今回のような会場は部屋数が多いだけでなく、空調のある大きな部屋が複数あるところが学校施設よりよいと感じた」
- ・(運営協力者の声)「学校施設を使用する場合の施設の施錠等の管理はどうするのか」「吹奏楽部とオーケストラ部については、楽器等をもって移動することになるので、公共交通機関等での移動を考慮した活動場所の設定を今後検討する必要がある」「大型楽器や電子ピアノ等の活動で使用する楽器の保管場所や保守・管理業務をどうしていくのか」

(4) 部活動地域移行推進委員会

校長会と教育委員会が主体となり、よりよい部活動の地域移行の在り方を議論する場として、部活動地域移行推進委員会を立ち上げた。

	第1回	第2回
日 時	令和5年12月12日(火) 15時から16時30分	令和5年12月20日(水) 14時から17時
会 場	岡崎市役所 西503	岡崎市役所 分館3階大会議室
構成員	14人 校長会役職者(8人)、体育部長、音楽部長、部活動地域移行検討委員会委員長、教育委員会担当者(3人)	・運動部37人 中学校長(20人・体育部長含む)、小学校長会長、運動副部長(12人)、保健体育科指導員(2人)、教育委員会担当者(2人) ・音楽部(29人) 中学校長(20人)、小学校長会長、音楽部長(4人)、音楽副部長(2人)、教育委員会担当者(2人)

○協議内容

活動時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日：活動日は原則週2日程度。活動時間は、週4時間以内、1日につき2時間までとする。</li> <li>・休日：土日のどちらかで3時間程度までとし、長時間（終日）練習は行わない。</li> <li>・長期休業中：1日3時間程度までとし、長時間（終日）練習は行わない。</li> </ul>	
活動場所	アーチェリー・弓道 (令和5年夏からブロック化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日：拠点校または公共施設</li> <li>※拠点校または公共施設に行けない場合は、家庭での自主練習となる。</li> <li>・休日：拠点校または公共施設</li> </ul>
	R6夏およびR7夏からからブロック化される部活動 <令和6年夏から> ソフトボール、ハンドボール 柔道  <令和7年夏から> 陸上、サッカー、野球、剣道、 ソフトテニス、バレーボール、 バasketボール、卓球、 オーケストラ、吹奏楽、合唱	<b>【ブロック化前】</b> <自校に設置あり> ・平日、休日：在籍校 <自校に設置なし> ・自校にある部活動への参加または所属せず  <b>【ブロック化後】</b> <自校に設置あり> ・平日：在籍校または拠点校または公共施設 ・休日：拠点校または公共施設 <自校に設置なし> ・平日：拠点校または公共施設 ※拠点校または公共施設に行けない場合は、家庭での自主練習となる。 ・休日：拠点校または公共施設
移動手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の判断のもとで、①徒歩、②自転車、③公共交通機関、④保護者による送迎等を利用する。</li> <li>・自転車を使用する場合は、自転車保険に加入することが義務化されているため、各家庭で加入すること。</li> <li>・自転車に乗車する際は、道路交通法を守ること。とりわけ、ヘルメットは必ず着用すること。</li> </ul>	
指導者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日、休日ともに、顧問もしくは部活動指導員が行う。</li> </ul>	
道具類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラケットやシューズ等、個人持ちの道具類は、これまで同様、保護者負担とする。</li> </ul>	
連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、LAIDENメールとMicrosoft Teamsを使用する。</li> </ul>	
事故等への対応	①けが等について ・練習会場にいる顧問及び部活動指導員が応急処置を行う。その後、保護者と在籍校に連絡して対応する。  ②保険について ・活動中及び移動中の事故等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受けることができる。	

3. 部活動地域移行に係る課題・今後の取組

(1) 部活動地域移行に係る指導者、費用等

現在、部活動は教育課程外の学校教育活動として学習指導要領で位置づけられている。これまで学習指導要領は社会の変化に対応するため10年程度で改訂されていることから、令和11年度頃に現在の中学校学習指導要領が改訂されると推測される。この改訂により部活動が学校管

理下外に移行されることを見込み、部活動の指導者と経費、費用等への対応を以下のように考えている。

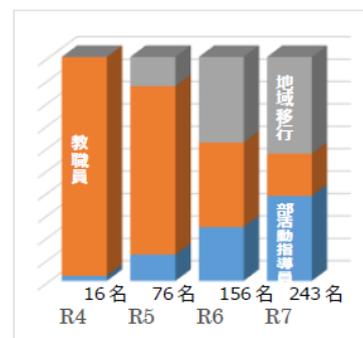
- ・休日の学校部活動は、令和7年度夏に地域ブロック部活動に移行が完了し、「3段階プラン」の第1段階を達成することになる
- ・令和7年度夏以降は、「3段階プラン」の第2段階では、可能な活動から速やかに平日の活動を地域ブロック部活動へ移行し、指導者として部活動指導員を活用することを想定している
- ・令和10年度末までは、地域ブロック部活動は学校管理下内で実施する。平日の部活動を地域ブロック部活動に移行した場合、中学校の部活動顧問は基本的に休日の指導のみとなる。部活動指導員を積極的に活用することは、教職員の負担を軽減することにつながる。引き続き、地域人材を発掘するとともに、新たに小学校の教職員の兼職兼業を進めることで、令和7年度夏にはすべての学校部活動に対し部活動指導員を確保することを目指している
- ・地域ブロック部活動が塾やクラブと異なる点は、学校部活動で実現してきた「廉価で一定の質を確保し、教育的価値のある運動・文化芸術活動の機会確保」という理念を可能な限り引き継ぐことである。すべての部活動に確保した部活動指導員を令和11年度以降の学校管理下外の活動の指導者として円滑に移行することが、本市の部活動地域移行の実現に向けた重要課題であると考えている

	令和10年度まで（学校管理下内）	令和11年度以降（学校管理下外）
指導者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教員は顧問として従事</li> <li>・部活動指導員（一般の方、大学生、小学校教員等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員</li> <li>・教員が希望する場合は、兼職兼業</li> <li>・1つのブロック部活動に対して、4～6名の指導者による指導体制を目指す</li> </ul>
手当等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教員の休日の手当は、教員特殊業務手当にて支給</li> <li>・部活動指導員には報酬を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体からの報酬の支給を想定</li> <li>・1つのブロック部活動に対して「週7時間×4週×3人×単価」が最低限必要となると想定</li> </ul>
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市費（保健体育科の授業や部活動等の消耗品費、大会・コンクール選手派遣費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者からの活動費</li> <li>・市費補助（これまでの消耗品費、大会・コンクール選手派遣費等）の転用</li> <li>・PTAや地域住民からの支援</li> </ul>

(2) 部活動指導員の増員（指導者の確保）

- ・令和5年度は、当初16名の部活動指導員でスタートした。令和5年夏より60名増員し、76名となった（達成率29.8%）
- ・令和6年度夏からは、さらに80名増員し、156名の部活動指導員で、学校部活動を支える（達成率61.1%）
- ・最終的に、本市のすべての部活動（243部活動）に対し、部活動指導員の設置を目指している

《部活動指導員の増員計画》



(出典：岡崎市資料)

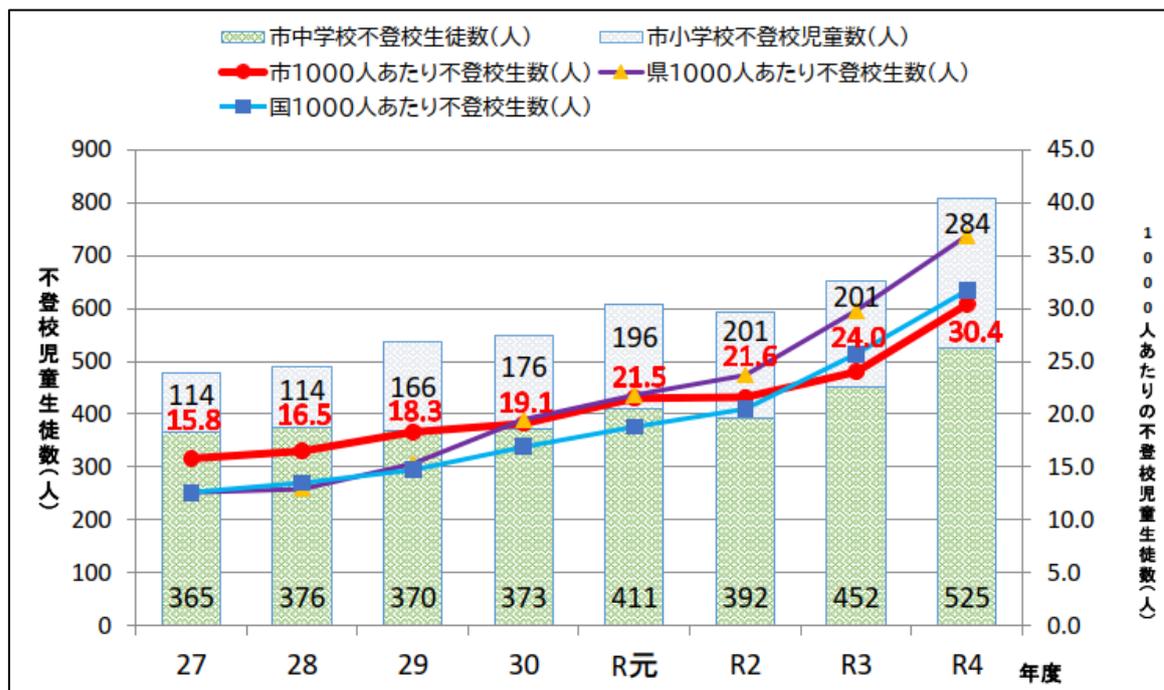
【長野市】

教育支援センターSaSaLANDについて

1. 背景

(1) 不登校児童生徒数の推移

長野市においても不登校の児童生徒が年々増加傾向にある。



(2) 不登校児童生徒への支援

文部科学省より、不登校児童生徒の支援に向けた通知等が示されてきた。

○平成28年12月14日公布【教育機会確保法】

- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- ・国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携 など

○令和元年10月25日【不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）】

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、社会的に自立することを目指す
- ・教育支援センター（中間教室）、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多数な教育機会を確保 など

## 2. 教育支援センター

長野市では、学校へ行きにくくなっていたり、行けない状態が続いている小・中学生に対して、自立心や社会性を高め、学習や集団活動への意欲が持てるよう支援するための施設として、7カ所の教育支援センターを設置している。

学校や家庭、地域の中に自分の居場所を見いだせない児童生徒が集う「学校外の育ちと学びの場」として、子どもたちの社会的自立に向けた支援を行っている。

しかし、施設の大半が狭隘で定員数の制約があるため、通室を希望する児童生徒の要望に応えられない状況が続いていたことから、休校中の長野市立七二会小学校笹平分校を改修し、令和6年4月に8か所目の教育支援センターSaSaLAND（ササランド）を開設した。



## 3. SaSaLAND

### (1) 概要

定員	50名程度
利用時間	午前9時から午後3時まで
対象者	長野市在住で学校へ行きにくくなっていたり、行けない状態が続いていた りする小学1年生～中学3年生
利用料	無料 ※活動で発生した材料費等を負担する場合あり
交通手段	保護者送迎、路線バス、無料送迎バス（長野駅線、川中島駅線）
ランチ	学校給食費に準じた額（1食300円程度）

(2) 利用状況等

① 登録状況

登録人数 133人 (令和6年5月末現在)

学年	人数(人)	学年	人数(人)
小学1年生	1	中学1年生	15
小学2年生	6		
小学3年生	15	中学2年生	17
小学4年生	12		
小学5年生	22	中学3年生	13
小学6年生	32		
小学生合計	88	中学生合計	45

② 利用状況

利用人数 延べ1,053人

1日平均利用人数 28.1人 (令和6年5月末現在)

⇒登録者133人のうち92人が1度は利用している(1/3は中学生)

⇒利用した92人の令和5年度の平均欠席日数は94.8日

(3) 3つの柱

① 子どもたちの社会的自立に向けた支援

地域との交流活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方がSaSaLANDにお越しになって交流する活動</li> <li>・飼育、栽培などに地域の方が参加</li> </ul>
近隣校との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篠ノ井高校犀峡高や長野西高校中条校との交流推進</li> </ul>
自然体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七二会地区の自然にふれながら、体験活動を実施</li> <li>・キャンプ等の非日常の体験</li> </ul>
メタバースを活用した オンライン活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マインクラフトを使用して活動する</li> </ul>
キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体と連携し、職業体験など実施</li> </ul>

② 保護者への支援

目的：不登校の子どもを持つ親の孤独感の軽減

子ども支援に有効な知識・技能の獲得

ア 親同士の語り場の開設(お茶を飲みながら気軽に参加できる場)

- 対象者：利用している児童生徒保護者、その他の不登校児童生徒保護者
- イ 不登校児童生徒保護者へ定期的な情報提供
  - ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による個別面談
  - エ 「子ども総合支援センター」との連携

③ 教職員等の不登校に関わる研修

目的：子ども支援に有効な心理や福祉の知識と技能の獲得

教職員の抱え込みや孤立の防止、孤独感の軽減

対象：SaSaLANDスタッフ・市内学校教職員等

- ア 教育センター研修講座の開催【児童生徒理解、特別支援教育】
- イ 学校教育課研修講座の開催【登校支援関係】
- ウ SaSaLANDでの実地研修【施設見学&活動参加型】
- エ 初級講座・中級講座・上級講座などステップアップ式研修の実施

※信州大学と共同開催

例)〔初級講座〕子どもの心理支援の基礎となる部分（不登校、特支）

〔中級講座〕子どもや保護者が抱える具体的な課題についての理解と対応

〔上級講座〕事例検討・心理検査の見方など

3. メタバースを活用したオンライン活動

自宅に居ながらオンラインで通えるSaSaLAND

ものづくりゲームのマイクラフトの世界に交流できる場を整備



(1) メタバースSaSaLANDの概要

- ① メタバース 信州大学教育学部三和准教授と学生が作成  
使用ソフトはマイクラフト教育版



マイクラフトのメリット

- ・世界一売れたゲーム
- ・今でも子どもに大人気  
→興味を引きやすい

マイクラフト教育版のメリット

- ・導入のしやすさ（既存端末で負担なし）
- ・外部の侵入がなく安心
- ・通常版にはない様々なプログラム

- ② 使用端末 ノートパソコンやタブレット（1人1台端末）
- ③ 実施期間 令和6年4月運用開始平日午前の2時間を想定
- ④ 活動内容
- ・様々な建築（マイホーム、動物園、有名な建造物など）
  - ・遊び（鬼ごっこ、かくれんぼなど）
  - ・イベント（建築コンテスト）
  - ・教育版プログラム（プログラミング、科学実験、歴史上の建造物見学など）
- ⑤ 相談対応
- ・個別の相談希望はSaSaLANDスタッフと連携して対応

(2) メタバースSaSaLANDの利用実態

- ① 活動日 週3日（火・木・金）  
9時30分から11時30分
- ② 使用ソフト
- ・活動 マイクラフト教育版
  - ・音声通話 Microsoft Teams
- ③ 使用端末 学校配付のタブレット、自宅PC、スマホ等
- ④ 活動場所
- ・運営スタッフ SaSaLAND
  - ・児童生徒 SaSaLAND、学校、自宅
- ⑤ 活動内容 建築、戦い、冒険、鬼ごっこ など
- ⑥ 活動回数 17回（令和6年4月23日から活動開始）
- ⑦ 参加者 延べ148人 実人数28人 1日平均9人  
うちオンライン参加 平均2人  
⇒SaSaLANDで参加する子どもが多い

#### 4. 誰一人取り残さない長野市登校支援策

##### (1) 明日も行きたくなる学校

- ・子どもが活躍できる魅力ある授業、楽しい学校づくり  
⇒指導主事派遣、実践事例の共有
- ・心の小さなSOSを見逃さないチーム支援体制づくり  
⇒相談フォーム、登校支援プランシートの活用
- ・小中連携移行支援の充実  
⇒登校支援Co研修会での情報交換、移行支援プランの紹介
- ・SSW等専門家を含めたチーム支援体制の構築  
⇒SSW、指導主事の派遣、学校訪問
- ・校内教育支援センターにおける支援の充実  
⇒しなのきサポーターの配置【新規】

##### (2) 多様な学びの場

- ・SaSaLANDを中核とした教育支援センター充実プラン  
⇒メタバース、保護者支援、研修の実施
- ・各教育支援センターの特徴を生かした支援の充実  
⇒はばたき、かがやき週5日開所
- ・フリースクール等民間施設との連携  
⇒ながの育ちと学びの場フォーラム、居場所冊子の提供
- ・長野市フリースクール等民間施設利用料助成事業の実施
- ・多様な学びの場における出席、評価を推進  
⇒長野市ガイドラインの運用、Co研修会での研修の実施